

令和7年2月21日

## 賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項 (インフレスライド条項)の適用について

福岡県建築都市部においては、令和7年3月1日より公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価を改定します。

なお、下記のとおり工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)の適用の対象となりますのでお知らせします。

### 記

#### ◇工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)の運用基準について

##### 1. 適用対象工事

- (1) 2. (3)に定める残工期が2. (2)に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (2) 工期内に賃金水準の変更があること。

発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とします。

##### 2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日。
- (2) 基準日：原則、請求日。請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、基準日とすることもできる。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間。

##### 3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

なお、請求の際、残工事量(出来高)がわかる資料(数量総括表、写真等)を作成することとします。

##### 4. 変更額の算定

請負代金額の変更の算定方法は以下のとおりとします。

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$  及び  $P_2$  は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 $\alpha$ ：請負比率（落札率）、 $Z$ ：県積算額）

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1 / 100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$  及び  $P_2$  は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

$(P = \Sigma (\alpha \times Z))$ 、 $\alpha$ ：請負比率（落札率）、 $Z$ ：県積算額）

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

## 5. 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表（工事内訳表）に対応して出来高確認を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。

また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 数量総括表（工事内訳表）で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側

の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

#### 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点（工期末）に行う場合もあります。

#### 8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

インフレスライドと全体スライド（第26条第1～4項）、インフレスライドと単品スライド（第26条第5項）の併用については以下のとおりとします。

- (1) 契約書第26条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。ただし、全体スライドを適用した場合、その後12ヶ月経過しないとインフレスライドまたは全体スライドは請求できない。なお、インフレスライドは賃金水準の変更がなされる都度請求できるため、経過期間の規定はない。
- (2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第26条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

## 今回のインフレスライド対象工事について

残工期が2ヶ月以上あるか？  
契約日が2月28日以前か？



工事請負契約書第26条第6項に基づき、  
受注者から請負代金額の変更を請求できる（別途様式参照）



基準日（原則、請求日）時点での残工事量（出来高）の確認



基準日時点での残工事について、最新単価等を適用して変更額を算出  
残工事に対する変更額の1%を超えた額がスライド額となり変更契約  
（ただし、変更契約締結は工期末となる場合がある）